

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和 7 年度設計業務等技術者単価」の特例措置の実施並びにスライド条項適用に係る取扱いについて

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）について次のとおり特例措置を実施しますのでお知らせします。

なお、これにより請負代金額（業務委託料）が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結した請負代金額（業務委託料）の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応していただきますようお願いいたします。

また、対象となる案件については別途個別にお知らせします。

なお、スライド条項（インフレスライド及び単品スライド）の適用については、労務単価の改定の有無や契約時期にかかわらず、物価上昇による請負代金額の変動額が受注者の負担である 1 % を超えるなどの条件を満たす場合には適用できる可能性がありますので、事業担当課にお問い合わせください。

1 特例措置の内容

建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の受注者で、令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結したもののうち、「令和 6 年度公共工事設計労務単価」及び「令和 6 年度設計業務委託等技術者単価」を適用して予定価格を積算している建設工事等について、「新労務単価」及び「新技術者単価」に基づく契約に変更するための請負代金額（業務委託料）の変更の協議を請求することができます。

2 請負代金額（業務委託料）の変更

変更後の請負代金（業務委託料）について、次の方式により算出します。

変更後の請負代金（業務委託料）＝ $P(\text{新}) \times k$

※ $P(\text{新})$ ：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

3 協議の請求方法

別紙「変更協議書」及び「特例措置の適用に係る確認書の提出について」を発注課へ提出し、協議してください。

また、特例措置を行った際は別紙「特例措置の適用による下請契約等の報告書」を契約検査課へ提出してください。

- ・ 建設工事（長崎市）…様式 1
- ・ 建設工事（長崎市上下水道局）…様式 2
- ・ 土木設計業務等委託（長崎市）…様式 3
- ・ 建築設計業務等委託（長崎市）…様式 4
- ・ 土木設計業務等委託（長崎市上下水道局）…様式 5

問合せ先

契約検査課工事契約係

電話 095-829-1276(直通)